





- 【特記事項】**
- 1) 作業範囲付近に動物がいるため、資機材の搬出入経路及び作業員動線は委託者の指示に従うこと。
 - 2) 契約締結後現地調査を行い、施工図を委託者に提出すること。施工図について委託者の承認を得てから製作・施工を行うこと。
 - 3) 資機材の搬出入に必要な車両について、9:30~17:00の間は原則、園路の通行不可。車両を入構させる場合は、9:30までに退場するか、17:00以降に退場すること。ただし、休園日は除く。
 - 4) 施設内での作業時間は準備、後片付けを含め9:30~16:30とする。

